

令和4年第2回
対馬市議会定例会議案



対馬市

目 次

承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度対馬市一般会計補正予算（第 1 6 号））	5 別冊
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 4 号））	7 別冊
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））	9 別冊
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 4 号））	1 1 別冊
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度対馬市一般会計補正予算（第 2 号））	1 3 別冊
承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）	1 5
承認第 1 0 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	2 3
承認第 1 1 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市介護保険条例の一部を改正する条例）	2 5
報告第 1 号	令和 3 年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について	2 9
報告第 2 号	令和 3 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	3 1
報告第 3 号	令和 3 年度対馬市水道事業会計繰越計算書について	3 7
議案第 4 0 号	令和 4 年度対馬市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 4 1 号	令和 4 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 4 2 号	対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	4 1
議案第 4 3 号	対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例	4 3
議案第 4 4 号	対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例	4 5
議案第 4 5 号	二級河川の指定変更について	4 7

議案第46号	財産取得契約の締結について-----	51
議案第47号	財産取得契約の締結について-----	53
議案第48号	訴えの提起について-----	55
議案第49号	ごみゼロアイランド対馬宣言について-----	57
議案第50号	気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言について-----	59

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和3年度対馬市一般会計補正予算（第16号）

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和3年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和3年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和3年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号）

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 4 年度対馬市一般会計補正予算（第 2 号）

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市税条例等の一部を改正する条例

専決第13号

専決処分書

対馬市税条例等の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市税条例等の一部を改正する条例

(対馬市税条例の一部改正)

第1条 対馬市税条例(平成16年対馬市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」

を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2

号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年度の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(対馬市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 対馬市税条例等の一部を改正する条例(令和3年対馬市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち対馬市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中対馬市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並び

に第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中对馬市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項並びに第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（対馬市税条例等の一部を改正する条例（令和3年対馬市条例第13号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中对馬市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の対馬市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の対馬市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の対馬市税条例（次項において「旧条例」と

いう。) 第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の対馬市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の対馬市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の対馬市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第14号

専 決 処 分 書

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険税条例(平成16年対馬市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の対馬市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

専決第15号

専 決 処 分 書

対馬市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

対馬市介護保険条例(平成16年対馬市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

(5) 前4号に掲げる者を除くほか、特に市長が認める者

附則第9項中「令和2年2月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の対馬市介護保険条例附則第9項の規定は、令和3年度分及び令和4年度分における令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期

限が定められている保険料の減免について適用し、令和2年度分及び令和3年度分における令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免については、なお従前の例による。

報告第1号

令和3年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和3年度対馬市一般会計継続費の通次繰越について別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和3年度 対馬市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費額の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	繰越金	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計					特定財源			
											国	県	地方債	その他
7	商工費	湯多里ランドつしま機械設備改修事業	467,000,000	65,200,000		65,200,000	38,200,000	27,000,000	27,000,000	11,000,000			16,000,000	
11	災害復旧費	市道目保呂ダム支線道路災害復旧事業	911,600,000	718,000,000	89,990,000	807,990,000	307,829,500	500,160,500	500,160,500	8,212,500	421,748,000		70,200,000	

報告第2号

令和3年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度対馬市一般会計繰越明許費の繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和3年度 対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	中対馬開発総合センター防水事業	33,234,900	20,425,100	15,000,000				5,425,100
		鳴滝園地改修事業	6,114,900	6,114,900					6,114,900
		佐護住民センター防水事業	13,805,000	8,306,000	4,000,000				4,306,000
		自動運転社会実証実験事業	19,375,590	6,500,000	3,000,000	3,250,000			250,000
		対馬市CATV告知放送システム改修事業	45,980,000	45,980,000	45,000,000				980,000
		浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業	47,878,000	47,878,000		47,830,000			48,000
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバー制度対応システム整備事業	4,565,000	4,565,000		3,580,000			985,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業	481,300,000	53,600,782		53,600,782			0
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金事業	473,521,000	13,983,778	6,658,778	7,325,000			0
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業負担金	10,100,000	7,800,000					7,800,000
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	12,035,000	7,815,000		7,815,000			0
6 農林水産業費	1 農業費	体験であい塾「匠」備品購入事業	734,000	734,000					734,000
		県単独事業負担金	2,000,000	2,000,000			2,000,000		0
	2 林業費	大船越地区自然災害防止事業	4,600,000	4,600,000		2,250,000	2,100,000	225,000	25,000
		林業専用道雑知焼松線開設事業	29,395,000	18,450,000		11,040,000	7,100,000	286,000	24,000
		林業専用道賀谷塩浜線開設事業	40,710,000	26,010,000		15,600,000	10,000,000	407,000	3,000
		林業専用道一重鳴滝線開設事業	36,100,000	21,250,000		12,720,000	8,150,000	352,000	28,000
	3 水産業費	航路標識等設置事業補助金	1,000,000	1,000,000					1,000,000
		座礁船撤去事業	358,600,000	215,200,000		129,120,000			86,080,000
		対馬地区魚礁整備事業	252,473,160	135,520,150		112,100,125	22,420,000		1,000,025

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		産地水産業強化支援事業補助金	212,684,900	212,557,000	61,700,000	150,847,000			10,000
		五根緒漁港機能保全調査事業	2,000,000	2,000,000					2,000,000
		尾崎漁港整備事業	155,964,960	127,468,000	500,000	101,499,000	25,300,000	18,750	150,250
		千尋藻漁港整備事業	106,076,590	101,492,000	3,100,000	69,649,000	27,400,000	782,325	560,675
		瀬漁港整備事業	104,582,930	70,318,600	1,100,000	56,006,080	13,100,000	77,000	35,520
		根緒漁港整備事業	202,488,180	142,311,300	3,300,000	101,709,297	36,300,000	866,908	135,095
		久和漁港整備事業	150,731,430	95,810,000	1,700,000	78,283,800	15,800,000		26,200
		対馬漁港機能増進整備事業	23,100,000	23,100,000		14,150,000	5,800,000	146,250	3,003,750
		県営漁港工事負担金	27,937,724	17,907,100			16,300,000		1,607,100
7 商工費	1 商工費	営業時間短縮要請協力金事業	299,097,300	160,712,598		150,496,900			10,215,698
		三宇田海水浴場休憩棟改修事業	9,935,200	9,088,200	8,000,000				1,088,200
		韓国展望所リニューアル整備事業	41,703,342	36,846,000		17,460,000	19,350,000		36,000
		対州馬運搬車購入事業	13,229,400	13,005,000	11,000,000				2,005,000
		中対馬未来づくりアクションプラン事業	50,277,360	11,879,000	1,000,000	5,939,000			4,940,000
		三宇田浜園地リニューアル整備事業	40,500,000	32,768,700		12,690,000	20,070,000		8,700
		しま旅滞在促進事業負担金	46,573,000	46,573,000		40,000,000			6,573,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道高浜団地内2号線法面補修事業	9,000,000	9,000,000					9,000,000
		市道尾浦浅藻線道路改良事業	253,217,206	141,124,000		70,090,000	71,017,000		17,000
		市道仁位貝鮎線道路改良事業	168,600,000	125,800,000		87,990,000	37,800,000		10,000
		市道内山2号線道路改良事業	30,100,000	30,100,000		21,000,000	9,100,000		0
		市道堂坂線道路改良事業	160,778,000	80,501,000		56,299,000	24,123,000		79,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		市道雞知樽ヶ浜線交通安全施設等整備事業	145,000,000	125,353,000		87,677,000	37,651,000		25,000
		市道曾位之端線道路災害防除事業	49,600,000	49,600,000		34,650,000	14,900,000		50,000
		市道尾浦線道路災害防除事業	50,100,000	50,100,000		35,000,000	15,100,000		0
		市道小浦線道路災害防除事業	40,300,000	36,641,000		25,571,000	11,070,000		0
		市道仁田ダム線道路災害防除事業	10,100,000	10,100,000		7,000,000	3,100,000		0
		市道竹敷昼ヶ浦線道路改良事業	30,100,000	17,856,654	654		17,856,000		0
		市道椎根鶴桁線道路改良事業	20,000,000	12,900,000			12,900,000		0
		市道仁田志多留線道路改良事業	20,000,000	12,641,000			12,641,000		0
		市道仁位嵯峨線道路災害防除事業	20,001,000	13,073,378			13,073,000		378
		市道中里原箕形線道路改良事業	6,401,960	6,000,000					6,000,000
		国県道整備事業負担金	12,578,000	1,626,779					1,626,779
		トンネル長寿命化事業	117,300,000	85,080,000		59,486,000	25,594,000		0
		橋梁長寿命化事業	200,826,000	117,276,000		82,023,000	35,250,000		3,000
	3 河川費	源泉混々導水管整備事業	3,300,000	3,300,000					3,300,000
		普通河川畦口川改修事業	2,400,000	2,400,000					2,400,000
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	6,467,561	5,250,000			5,200,000		50,000
		普通河川小茂田川改修事業	8,000,000	5,600,000			5,600,000		0
		普通河川内山川浚渫事業	10,000,000	10,000,000			10,000,000		0
	4 港湾費	県港湾事業負担金	21,155,750	4,522,500			4,500,000		22,500
		巖原港国際ターミナル建設事業	13,232,110	13,000,000			13,000,000		0
		県海岸事業負担金	24,110,250	16,786,875	60,000		16,500,000		226,875

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	5 都市計画費	都市再生整備計画事業	416,652,000	183,067,747		24,000,000	118,400,000		40,667,747
	6 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業	120,803,000	88,319,300	50,000	38,515,000	47,000,000		2,754,300
9 消防費	1 消防費	消防本部庁舎改修事業	55,835,000	55,835,000	30,000,000				25,835,000
		消防広報車購入事業	6,169,000	5,947,614					5,947,614
10 教育費	1 教育総務費	厳原小学校教職員住宅解体事業	14,791,900	13,635,800			12,300,000		1,335,800
	5 社会教育費	公会堂トイレ洋式化事業	9,181,000	7,946,800	7,000,000				946,800
		博物館開館記念特別展図録制作事業	1,683,000	1,683,000					1,683,000
		博物館オリジナルグッズ購入事業	3,140,600	3,140,600					3,140,600
	6 保健体育費	厳原・美津島調理場洗浄室エアコン設置事業	3,692,000	3,692,000					3,692,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	30,700,000	30,700,000		29,850,000	200,000		650,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	40,983,900	31,783,900	40,000	8,960,000	2,600,000		20,183,900
		河川災害復旧事業	80,071,800	52,533,000	80,000	38,320,000	9,900,000		4,233,000
	4 その他の災害復旧費	その他の災害復旧事業	2,000,000	2,000,000					2,000,000
合 計			5,578,774,903	3,217,486,155	202,289,432	1,911,391,984	817,565,000	3,161,233	283,078,506

報告第3号

令和3年度対馬市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、対馬市水道事業管理者対馬市長比田勝尚喜から対馬市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和3年度対馬市水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(繰越額)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する棚卸資産 の購入限度 額	説明
						企業債	県補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	東地区簡易水道改良 事業	40,090,000	7,800,000	32,290,000	32,200,000			90,000	0	0	本事業は、東地区簡易水道の機械設備及び水道管の改良を行うものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ポンプ等の製造が遅延したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため。
		中西部地区地下水開 発事業	20,200,000	4,600,000	15,600,000			7,800,000	7,800,000	0	0	本事業は水量確保のため地下水源の開発を行うものであるが、試掘箇所を選定及び地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったため。
		一般国道382号水 道管仮設工事（谷出 橋工区）	9,900,000	2,800,000	7,100,000		6,454,545			645,455	0	0

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する棚卸資 産の購入限度 額	説 明
						企業債	県補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
		千馬第一ポンプ場送 水ポンプ取替工事	円 1,134,100	円	円 1,134,100	円	円	円	円 1,134,100	円 0	円 0	本工事は送水ポン プの故障により取替 を行うものである が、ポンプの製造に 日数を要し、年度内 の事業完了が困難な ため。
		浅藻浄水場送水ポン プ取替工事	円 2,206,600		円 2,206,600				円 2,206,600	円 0	円 0	本工事は送水ポン プの故障により取替 を行うものである が、ポンプの製造に 日数を要し、年度内 の事業完了が困難な ため。
合計			73,530,700	15,200,000	58,330,700	32,200,000	6,454,545	7,800,000	11,876,155	0	0	

議案第 4 2 号

対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

- (3) 廃校となった教育施設及びその敷地を市及び地域の活性化に寄与すると認める事業の用に供するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 4 条第 3 号の規定は、この条例の施行の日以後に契約を締結した普通財産の無償貸付及び減額貸付について適用する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 3 号

対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例

対馬市立学校教育施設条例(平成 1 6 年対馬市条例第 8 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 小学校の表対馬市立乙宮小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 4 号

対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

対馬市公園等設置条例（平成 1 8 年対馬市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 神話の里自然公園の部コテージ(2 人)の項の次に次のように加える。

コテージ (2 人・増設棟)	1 棟	1 日	4, 0 0 0 円	エアコン使用料別
コテージエアコン (増設棟)	1 台	1 時間	1 0 0 円	

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 5 号

二級河川の指定変更について

二級河川舟志川水系舟志川の指定変更について、異議のない旨、河川管理者長崎県知事に意見を述べたいので、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 5 条第 5 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

○変更区間

河川名：二級河川舟志川水系舟志川

内容 区分	区 間	延長 (メートル)
現行	左岸 対馬市上対馬町琴字大木庭長川橋下流端 ～ 海 右岸 対馬市上対馬町琴字大木庭長川橋下流端 ～ 海	延長 6,627
変更	左岸 対馬市上対馬町琴字大木庭長川橋下流端 ～ 海 右岸 対馬市上対馬町琴字大木庭長川橋下流端 ～ 海	延長 6,468

31河第291号
令和2年2月10日

対馬市長 様

長崎県知事 中村 法道



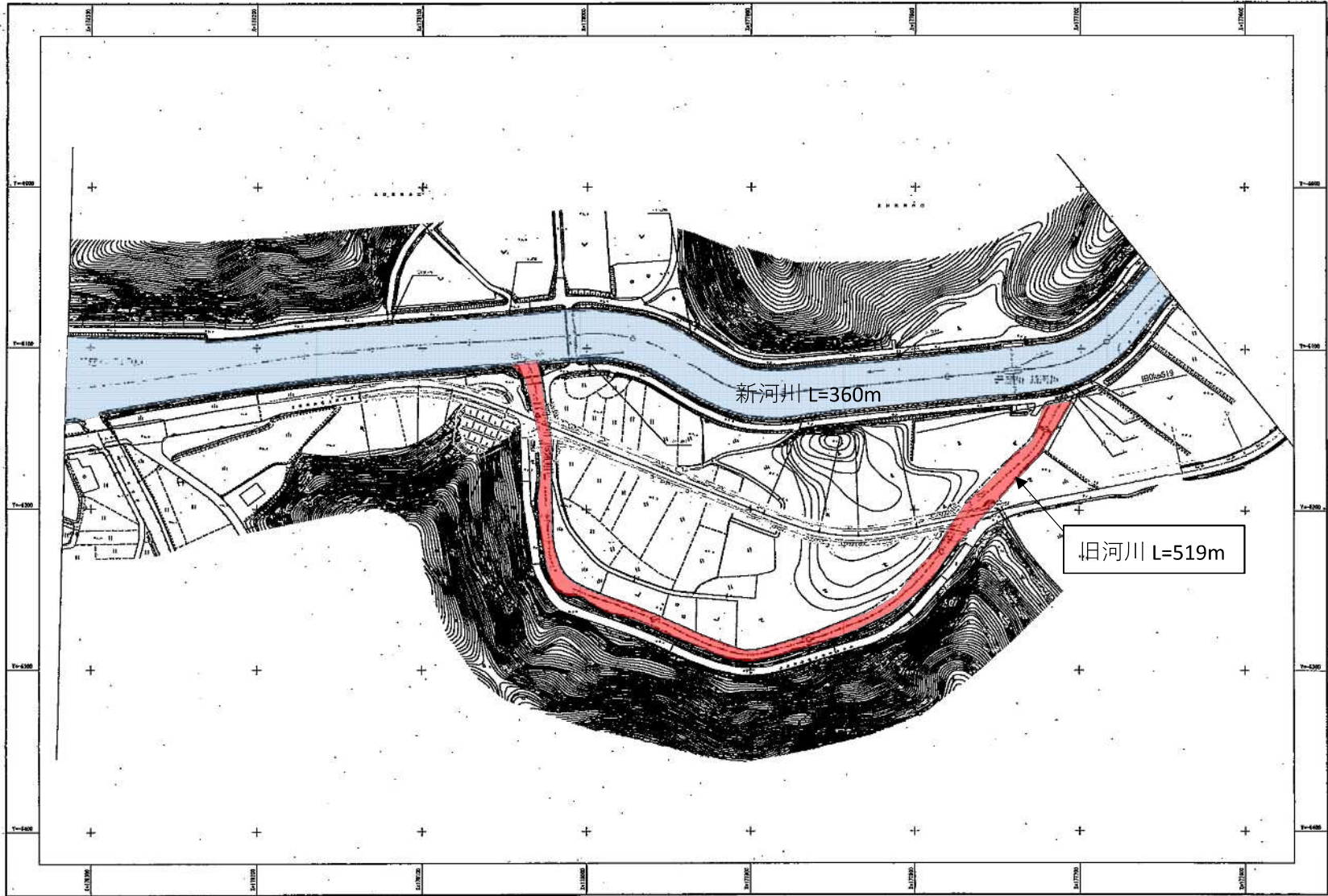
二級河川の指定変更に係る意見の聴取について

このことについて、二級河川舟志川の指定を変更するにあたり、河川法第5条第4項の規定に基づき貴職の意見を求めます。

なお、貴職が意見を述べようとするときは、同法第5条第5項の規定により貴市議会の議決を経なければならないことを念のため申し添えます。







議案第46号

財産取得契約の締結について

次のとおり財産取得契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年対馬市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

契約の目的	令和4年度消防ポンプ自動車（CD-I型）購入事業
契約の方法	指名競争入札
契約の金額	59,290,000円
契約の相手方	住所 福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号 氏名 (株) ヤナセファイテック 代表取締役 合家 崇

議案第47号

財産取得契約の締結について

次のとおり財産取得契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年対馬市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

契約の目的	令和4年度消防ポンプ自動車（車両総重量3.5t未満車） 購入事業（上対馬第6分団）
契約の方法	指名競争入札
契約の金額	20,130,000円
契約の相手方	住所 福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号 氏名 （株）ヤナセファイテック 代表取締役 合家 崇



議案第48号

訴えの提起について

損害賠償（求償）の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

- 1 相手方 

- 2 事件名 損害賠償（求償）請求事件
- 3 訴えの趣旨 相手方は、対馬市に対し、公金横領による損害賠償金として金59,661,481円及びこれに対する令和4年5月7日から支払済まで、年3分の割合による金員を支払え。

議案第49号

ごみゼロアイランド対馬宣言について

ごみゼロアイランド対馬宣言について、対馬市議会基本条例(平成29年対馬市条例第15号)第10条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

ごみゼロアイランド対馬宣言

世界は今、大量生産と大量消費の結果として、多くのごみであふれています。ごみの運搬や焼却処理には多額のコストを必要とし、地球温暖化の原因となる温室効果ガスも大量に排出します。また、海に流れ出たごみは、美しい海岸景観や観光振興を阻害するだけでなく、ウミガメ等の野生動物の生態系、魚介類を通じて摂取したマイクロプラスチックによる人体への影響も懸念されています。

SDGs 未来都市である対馬市は、対馬、日本、そしてこの地球の美しい自然を未来へつなぐため、ごみをゼロにしていく不断のチャレンジをここに宣言します。

対馬市ではこの宣言に係る取組として、対馬市SDGsアクションプランに基づきながら、市民、地域団体や企業等と連携し、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止等を実施し、「島内で生じるごみ」と「島外から流れつく海ごみ」の両方のアプローチからごみの発生抑制に努めます。

年 月 日

対馬市長

比田勝 尚喜

対馬市議会議長

初村 久藏

議案第50号

気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言について

気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言について、対馬市議会基本条例(平成29年対馬市条例第15号)第10条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

気候危機を回避して持続可能なしまの実現を目指す宣言

世界は今、「気候変動」という危機に直面しています。気温が上昇することで、異常気象が日常化し、感染症や熱中症のリスクが高まっています。また、猛暑、干ばつ、豪雨の発生が農林業に打撃を与え、世界的な食糧不足が懸念されています。さらには、氷の融解等による海面上昇や自然災害により住まいや生活インフラが浸水したり、南方系の生き物が北へ移動することで、生態系のバランスが崩れ、森・里・海のめぐみの消失を引き起こしています。対馬でも気候変動の影響は出始め、自然生態系、産業、生活・健康等、私たちの生存基盤が脅かされています。まさに「気候危機」と言える状況です。

SDGs未来都市である対馬市は、誰一人取り残さず、いつまでも安心安全に暮らせる持続可能なしま社会の実現を目指し、2050年脱炭素に向けた国際社会の気候変動対策に協調しながら不断のチャレンジを行うことをここに宣言します。

対馬市ではこの宣言に係る取組として、対馬市SDGsアクションプランに基づきながら、市民、地域団体や企業等と連携し、温室効果ガスの削減と吸収による気候変動の「緩和策」と、すでに起きている気候変動による影響を和ら

げ、あるいは起こり得る影響を回避する「適応策」の両方のアプローチから気候変動対策に努めます。

年 月 日

対馬市長

比田勝 尚喜

対馬市議会議長

初村 久藏